

# 大規模小売店舗立地法における地域の基準の設定状況と大規模小売店舗新設件数の関係性

田部井 優也<sup>1</sup>・長田 哲平<sup>2</sup>・大森 宣暁<sup>3</sup>

<sup>1</sup>学生会員 宇都宮大学大学院 工学研究科 (〒321-8585 栃木県宇都宮市陽東7-1-2)

E-mail: dt177106@cc.utsunomiya-u.ac.jp

<sup>2</sup>正会員 宇都宮大学助教 地域デザイン科学部 (〒321-8585 栃木県宇都宮市陽東7-1-2)

E-mail: osada-tepei@cc.utsunomiya-u.ac.jp

<sup>3</sup>正会員 宇都宮大学教授 地域デザイン科学部 (〒321-8585 栃木県宇都宮市陽東7-1-2)

E-mail: nobuaki@cc.utsunomiya-u.ac.jp

大規模小売店舗の立地による渋滞が大きな問題となっており、店舗立地に際する事前検討項目を強化する方向議論が進められている。一方で、大店立地法運用主体となる各自治体において、地域の実情を鑑みて事前検討項目を店舗設置者に課している。本研究は、この事前検討項目の設定状況を4分類し、分類ごとの店舗新設数について分析を行った。その結果、動的手法(マイクロ交通流シミュレーション)の実施について明確に定めている自治体では、店舗面積10,000㎡を超える店舗の新設が全国平均に比べ少ない傾向にあることを示した。また静的手法(交差点需要率の算出等)については、店舗新設数は全国平均並みとあまり影響を及ぼさないことが明らかとなった。

**Key Words :** *Large-Scale Retail Stores Location Law, Store Location, Store Location Tendency*

## 1. はじめに

### (1) 研究の背景と目的

我が国では2000年に大規模小売店舗立地法(以下大店立地法)が施行されて以降、全国各地で店舗の新設が続いており、とりわけ店舗面積が10,000㎡を超える大型商業施設も各地に相次いで新設されている。この大型商業施設の立地に起因する交通渋滞は全国で大きな問題となっている。国土交通省では、全国の主要渋滞ポイントのうち約1割にあたる1,200箇所は商業施設に起因するものと分析している<sup>1)</sup>。国土交通省は、こうした商業施設の沿道立地による渋滞について、道路交通アセスメント検討会を設置し議論を重ねてきた。この検討会のとりまとめとして、今後は大規模小売店舗を含めた一定の出入交通量が見込まれる施設については、対策を強化する必要があるとしている。

一方で、大店立地法については、法律の運用については都道府県または政令指定都市の各自治体に事務移管されている。そのため、自治体によって渋滞対策等を含む事前検討項目の内容が異なる現状となっている。事前検討項目が多い自治体において、店舗設置者側は負担が増

えるため、大規模な店舗の立地件数が他の自治体に比べ少なくなることも考えられる。国や都道府県の道路管理者側からすれば、通過交通を優先するために渋滞を出来る限り発生させたくないのに対し、市町村などの自治体側からすると、大規模商業施設の新設は雇用の増加が見込まれるなどの経済的効果が大きく、大規模商業施設の新設を歓迎する傾向にあり、利害関係が一致しない<sup>2)</sup>。特にアウトレットモールなどの大規模商業施設は、施設自体が遠方からの来訪者を呼び込む観光資源となる場合もあり、自治体がこうした商業施設を積極的に誘致するために、造成事業を行っている場合もあるほどである<sup>3)</sup>。そのため、事前検討項目が多い自治体において店舗新設数が少ない傾向にあるとすれば、対策を全国的に強化することに理解が得られない場合も考えられる。

そこで本研究では、大店立地法における地域の基準に着目し、現在の各自治体の運用実態における事前検討項目の内容が大店の立地件数に及ぼす影響を明らかにする。

### (2) 既存研究のレビューと本研究の位置付け

大規模商業施設に関連する研究は、これまでも様々な分野で数多くなされている。

大内田<sup>3)</sup>らは、大規模小売店立地法には届出書を受理する審査体制や審査状況が明示されていない点に着目し、各自治体に審査体制、審査状況や問題発生状況についてアンケート調査を行うことで、審査体制と大規模小売店舗立地に関する問題発生状況の関係について分析を行っている。その結果、店舗面積が10,000㎡を越える店舗では渋滞等の交通に関する問題が多く発生すること、また審査体制が整備された自治体では交通に関する問題発生数が少なくなることを明らかにしている。関ら<sup>4)</sup>は、我が国における大規模開発の交通アセスメントを体系的に整理し、現状の課題と今後求められる交通アセスメントのあり方を考察している。特に交通アセスメント手法に関する課題として、需要追従型交通アセスメントではなく、交通を先行させ土地利用を行う需要誘導型交通アセスメントの考え方が今後必要になるとしている。

このように大規模小売店舗に関する研究は多くなされているものの、店舗周辺の交通渋滞に関するものがほとんどであり、自治体ごとの運用実態に着目した大規模店舗の立地動向に関する研究はみられない。

## 2. 大店立地法における指針と地域の基準

大店立地法とそれに関連する法律、指針はいくつか存在し複雑な関係となっている。そこで、本研究に関連する項目を中心に整理を行う。

### (1) 大店立地法における指針

大店立地法では第4条「指針」において、大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針（以下指針）を定めている。この指針とは、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項」と、「大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項」の2つが定められている。

この2つの指針について、経済産業省編の大規模小売店舗立地法の解説で規定されている項目のうち、本研究に関連するものは表-1のとおりである。

### (2) 交通に関する指針の内容

大店立地法において定められた指針については、経済産業省によってその内容が告示されている。この告示によって事前に検討すべき事項はある程度具体的に示されている。

駐車需要の充足等交通に係る事項では、設置者が自らの判断と負担において対応を検討すべき項目として、道路、交差点等インフラの整備状況や信号調整等の交通規制の状況も踏まえて設置者としての対応を検討することが必要であるとしている。ただし道路・交差点の改良や

表-1 本研究に関連する指針内容

	事項名	関連する事項詳細
1	大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項	立地に伴う周辺の地域の生活環境への影響についての十分な調査や予測
		都道府県からの意見に対する誠意ある対応
		小売業者の履行確保、責任体制の明確化
		大規模小売店舗の開店後における適切な対応
2	駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項	駐車需要の充足等交通に係る事項

交通規制の変更など本来的に公共が対応すべき問題については、大店立地法の範囲外であることを付け加えている。

加えて、設置者は上記における検討の基本となる周辺の交通状況に関するデータ等を含め、設置者としての取組の全体像を地域の住民等に対して十分に説明することが必要であるとしている。ここでの交通状況に関するデータの一例として、店舗駐車場出入口に面する道路及び直近交差点等の現況交通量調査、来店車両の方向別台数予測・方向別通行経路予測、店舗周辺の道路幅員・交通規制等の調査を上げているが、このような調査をすべて行う必要がない場合もあるとしている。

さらに、大規模小売店舗の立地により新たに発生する来客の自動車の交通が周辺道路における交通に著しい影響を与えるおそれがあると見込まれる場合には、設置者は、立地後の交通流動を予測することが必要であるとしている。交通流動予測の解説では、静的手法（交差点需要率の算出）による検討のほか、動的手法（交通シミュレーション）による検討もあり、立地する店舗周辺道路の混雑程度や、予測される店舗への発生交通量の規模によっては、静的手法のみでは交通対策等が十分に評価できない場合があることに言及している。

以上の大店立地法および指針では、求められる交通対策等の内容は本法律や指針で明確に定めているのではなく、あくまで店舗設置者の判断と配慮に委ねられている。

### (3) 地域の基準

2005年に改定された指針によって、地域の事情は多種多様であることから、法運用主体である各自治体には地

地域の基準を予め定めるように示している。この地域の基準では、必要駐車台数の算定式や、事前検討項目内容などの設定が可能である。この地域の基準によって、各自治体によって事前検討項目の内容が異なる実態となっている。

### 3. 各自治体における地域の基準の設定状況

#### (1) 設定状況

大店立地法の運用主体となる都道府県、並びに政令指定都市では、前述した指針によって、それぞれ地域の基準を定めている。本研究では、これらの地域の基準のうち、渋滞対策等交通流動予測内容に着目するものであるため、法運用主体となる全ての自治体における交通流動予測内容を整理する。地域の基準は、基本的に各自治体のHP上で手引きや要綱として公開されていることから、本研究では2017年4月現在の地域の基準の決定状況を整理した。法運用主体となっている47都道府県及び20政令指定都市、計67自治体を対象に分類した<sup>5)-6)</sup>。分類の基準と分類毎の自治体数の集計結果を表-2に示す。また、区分毎の自治体名の詳細を表-3に示す。なおHP上に記載のない自治体は、指針通りとし集計した。

半数以上の自治体が交通流動予測の内容については指針に加え、独自の基準や実施内容を定めている現状が明らかとなった。ただし動的手法の実施基準を定めている自治体はごく少数であり、ほとんどは静的手法のみである。分類記号Aに分類される自治体では、動的手法の実施基準を概ね店舗面積で定めている。新潟県が店舗面積20,000㎡、その他の自治体は店舗面積10,000㎡以上を基準とし、場合によっては基準に満たない店舗も実施の対象とするとしている。

本研究では指針に加え、静的手法の実施内容や基準等を定めている自治体は、分類記号Cとした。ただし、Cにあたる自治体全てが同じ条件ではなく、たとえば交通量

調査及び交通流動予測の実施対象を休日のみとしている自治体、または平日・休日どちらも対象としている自治体があるように、自治体ごとでその内容が多少異なる。

#### (2) 運用実態の考察

本来「地域の基準」とは、多種多様な地域の事情に対応するため各自治体が定めているものである。地域の基準は本研究で取り上げている交通に関するもの以外にも、立地条件や地域貢献に関するもの、騒音に関するものや廃棄物に関するもの、搬入・荷さばきに関するものなど様々あり、自治体によってはこのような部分に重きを置いている場合もある。しかし本研究で着目する地域の基準だけで言えば、分類されている自治体には都市部、地方部などの関連性はみられない。これは既往の研究でも触れられているが、特にAに分類されている自治体は各自治体が置いている大規模小売店舗審議会の構成メンバーが影響している可能性がある。

表-2 分類基準別の自治体数

分類基準	分類記号	自治体数
指針に加え、静的手法の実施内容、基準等を定めている上で、動的手法の実施基準を定め設置者に課している	A	5
指針に加え、静的手法の実施内容、基準等を定めている上で、動的手法の実施可能性に言及している	B	3
指針に加え、静的手法の実施内容、基準等を定め設置者に課している	C	35
ほぼ指針通りで、静的手法の実施有無については協議または設置者の判断としている	D	24
HP上での記載なし		

表-3 分類別の自治体一覧

分類記号	A	B	C	D
自治体名	栃木県 埼玉県 さいたま市 山梨県 新潟県	石川県, 和歌山県 兵庫県	山形県, 福島県, 茨城県, 東京都, 千葉県 千葉市, 川崎市, 横浜市, 相模原市, 福井県 静岡県, 浜松市, 愛知県, 名古屋市, 滋賀県, 大阪市, 堺市, 神戸市, 岡山県, 岡山市, 広島県, 広島市, 鳥取県, 高知県, 福岡県, 北九州市 福岡市, 佐賀県, 熊本県, 熊本市, 長崎県 大分県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県	北海道, 札幌市, 青森県, 岩手県, 宮城県, 仙台市, 秋田県, 群馬県, 神奈川県, 新潟市, 長野県, 富山県, 静岡市, 岐阜県, 三重県, 京都府, 京都市, 奈良県, 大阪府, 島根県, 山口県, 徳島県, 香川県, 愛媛県

#### 4. 地域の基準に基づく大店立地実件数の把握

##### (1) 都市計画法と大店立地法施行以降の立地件数

基礎的な分析として、大店立地法施行以降から2016年までに新設された全国の大規模小売店舗を対象に、立地傾向の把握を行う。

大店立地法施行以降から2016年までに、我が国において新設された大店は10,203店舗ある。このうち2007年の都市計画法の改正によって、延床面積10,000㎡以上、店舗面積に換算して約7,000㎡以上の店舗の新設が制限されている。そのため、7,000㎡で分けて、大店立地法施行以降の年毎の新設件数を図-1に示す。

2007年の都市計画法改正までは、店舗面積7,000㎡以上の店舗は全新設件数に対し概ね20%の割合であるが、改正以降は10%前後に減少しており、法改正の影響が立地件数に影響をもたらしたことがわかる。2008年から2011年までは全新設件数の減少が見られるが、これは2008年のリーマンショック、2011年の東日本大震災による経済低迷が影響していると考えられる。

##### (2) 地域の基準の設定状況と大店立地法施行以降の立地実態

地域の基準の設定状況に基いた大規模小売店舗の立地実態を把握していく。前項では店舗面積7,000㎡で区切り分析を行った。ここでは分類記号がAの動的手法の実施の基準は、新潟県を除き店舗面積10,000㎡が用いられていることから、本項では店舗面積10,000㎡未満とそれ以上に分けて分析を行う。10,000㎡で分けた新設数を図-2に示す。図-1と図-2を比較すると、近年は10,000㎡以上の立地件数は7,000㎡以上の立地件数の半数程度であり、7,000㎡以上の店舗のうち半数程度が7,000～10,000㎡で構成されていることがわかる。

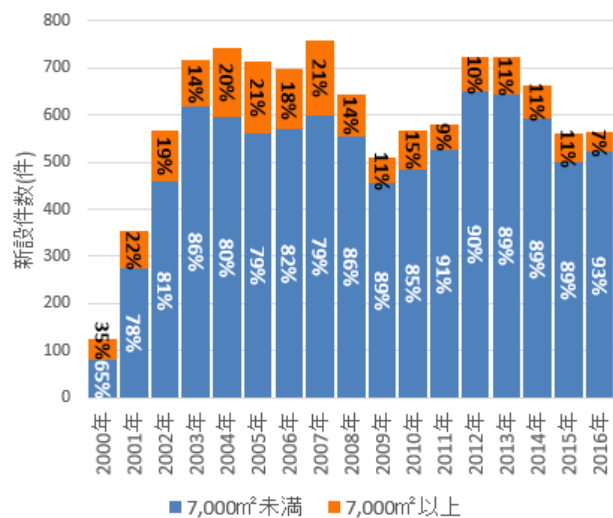


図-1 7,000㎡で分けた全国の大店新設数の推移

##### a) 分類Aの立地動向

図-3は分類記号がA(5自治体)の立地実態を示している。栃木県は2006年、埼玉県は2005年、さいたま市は2005年、新潟県は2006年、山梨県は2013年から動的手法の実施要綱が示されており、新潟県は店舗面積20,000㎡以上、その他は店舗面積10,000㎡以上が動的手法の概ねの実施条件となっている。全国平均との比較では、2006年以降も10,000㎡以上の割合にあまり差がないように見える。そこで分類記号がAの各自治体を、大都市圏に含まれる自治体と大都市圏以外の自治体に分けて分析を行う。大都市圏外の栃木県・新潟県・山梨県をグループ1、東京都市圏に含まれる埼玉県・さいたま市をグループ2として分けて分析を行う。なおここでの東京都市圏の定義は東京都市圏PT調査等に用いられる東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県と定義する。

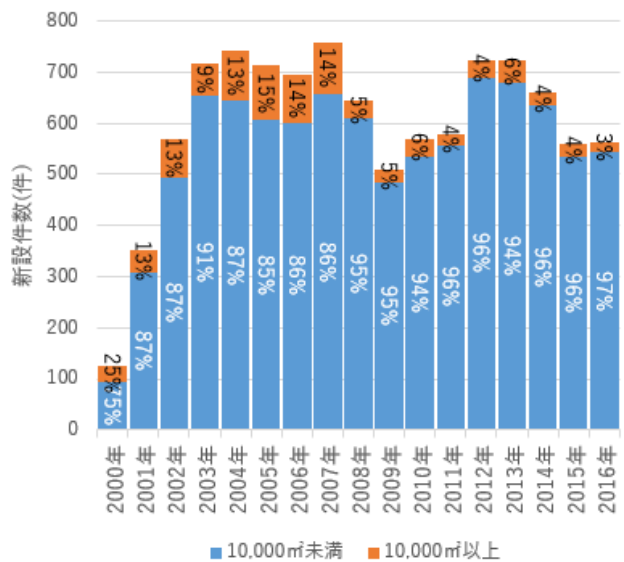


図-2 10,000㎡で分けた全国の大店新設数の推移

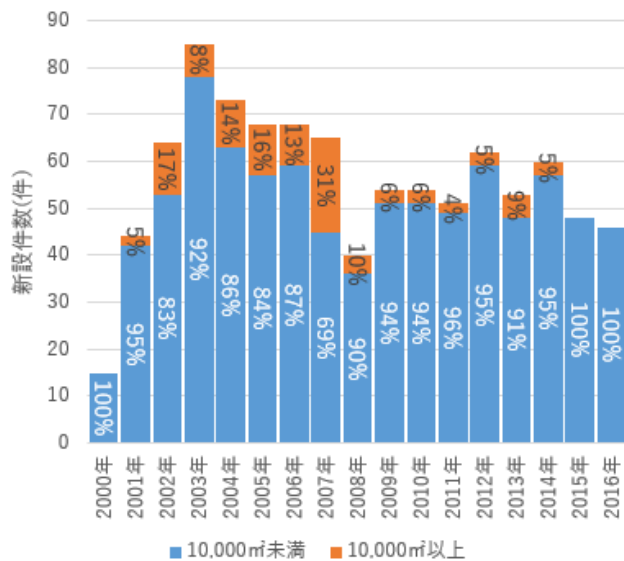


図-3 分類Aの大店新設数の推移

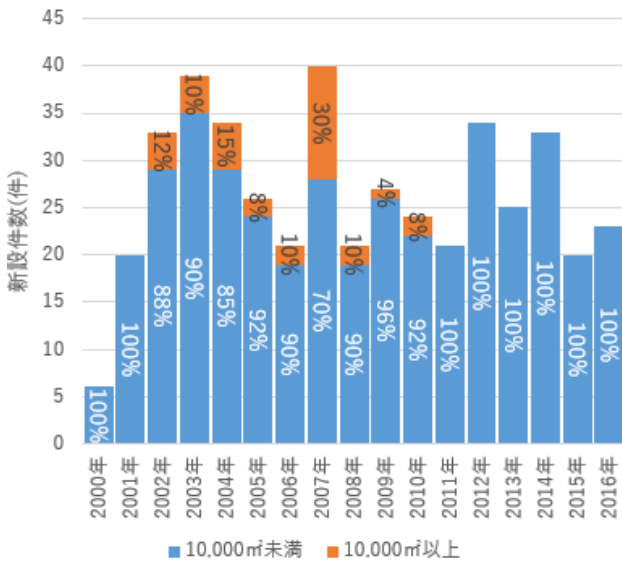


図4 グループ1の大店新設数の推移

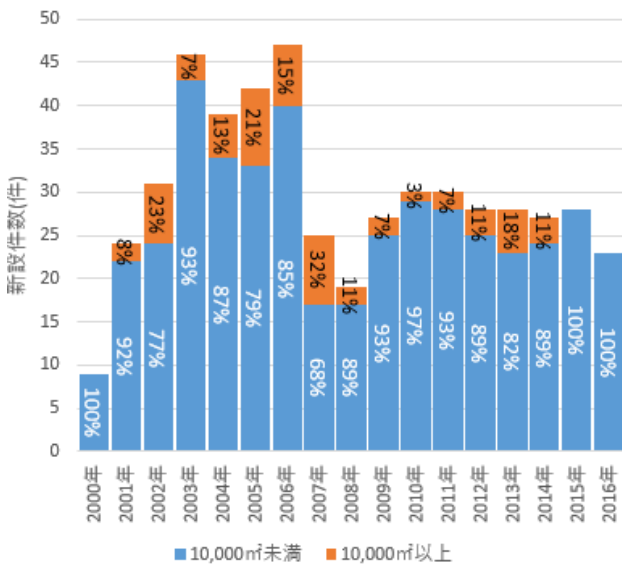


図5 グループ2の大店新設数の推移

図-4はグループ1、図-5はグループ2の立地実態を示している。グループ1では、2011年以降10,000㎡超の立地はない。個別にみると栃木県では2008年以降、新潟県では2010年以降、山梨県では2011年以降店舗面積10,000㎡を超える立地が1件もない状況となっている。関東地方(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県)で2008年以降10,000㎡以上の立地がないのは栃木県だけであり、動的手法の条件による影響も少なからずあると考えられる。

グループ2では、2014年まで店舗面積10,000㎡を超える立地が毎年数件ある状態となっている。これは2015年に埼玉県内全線開通となった圏央道等、道路ネットワークの整備が大きく影響していると考えられる。圏央道が整備された神奈川県、千葉県、茨城県(政令指定都市を含む)と埼玉県の2011年から2016年までの新設数推移を

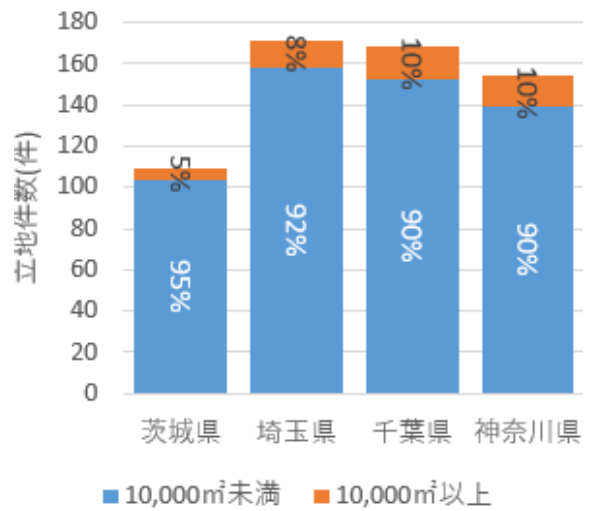


図6 圏央道沿線自治体の2011年から2017年までの大店新設数

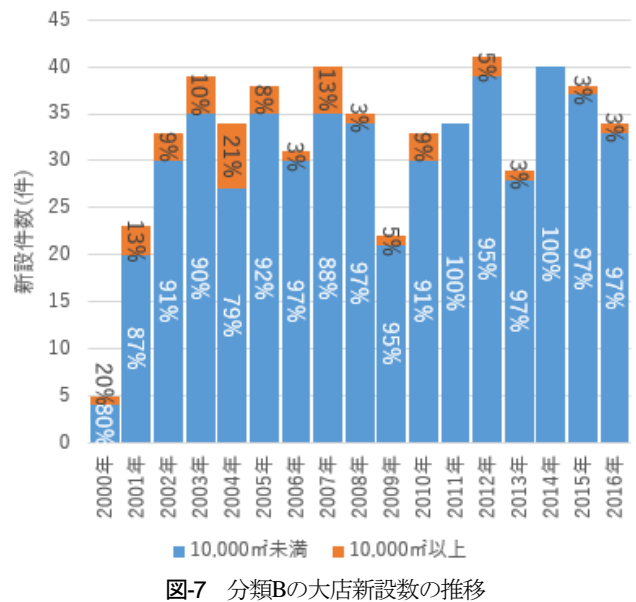


図7 分類Bの大店新設数の推移

図-6に示した。これらの自治体では店舗面積10,000㎡を超える大規模店舗が、圏央道の開通が相次いだ2011年から2016年までに数多く立地している。特に埼玉県・千葉県・神奈川県を比較すると全新設数は埼玉県が一番多いが、店舗面積10,000㎡以上の割合は埼玉県が一番低い。

b) 分類記号Bの立地動向

図-7に分類記号がBの立地実態を示している。分類記号Bは、動的手法の実施可能性について要綱や手引きで言及しているグループであり、分類記号Aと比較するとやや緩い条件となる。しかしながら、全国平均と比較すると2008年以降立地件数が少ない状況にあることがわかる。ただしこの3自治体はやや地方部に位置することから、地理的条件など複数の要因が影響している可能性があり、動的手法の実施可能性の影響とは断定できない。

c) 分類記号Cの立地動向

図-8に分類記号Cの立地実態を示した。分類記号Cは、自治体によって若干の内容の差はあるものの、概ね静的手法の実施内容が示されているグループである。全国平均と比較すると、2008年以降の店舗面積10,000㎡以上の立地割合は、概ね全国平均と同じ値となっている。静的手法の実施内容の明確化については、立地件数に与える影響はほとんどないと考えられる。

d) 分類記号Dの立地動向

図-9に分類記号Dの立地実態を示した。分類記号Dは、概ね指針と同じであり、静的手法の実施有無については事前に相談、あるいは店舗側の判断とするグループである。全国平均と比較すると、全国平均と概ね同じ値となっており分類記号Cとの差は余り見られない。分類記号Dの自治体でも、店舗新設箇所周辺の住民への説明や、道路管理者等との協議のため、多くの店舗で静的手法に関しては予測を行っている可能性がある。

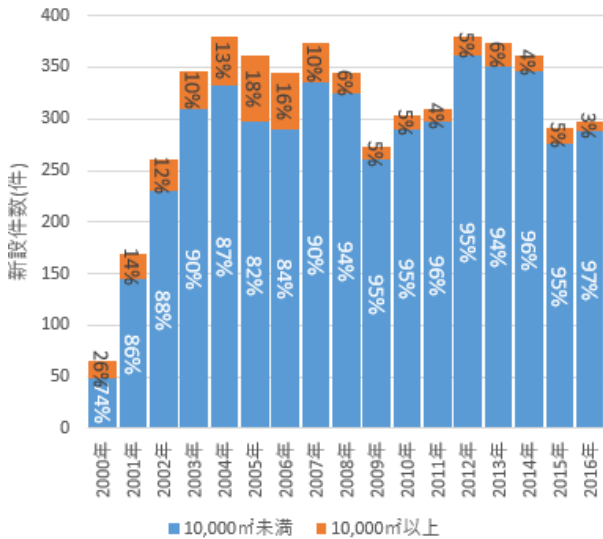


図-8 分類Cの店舗新設数の推移

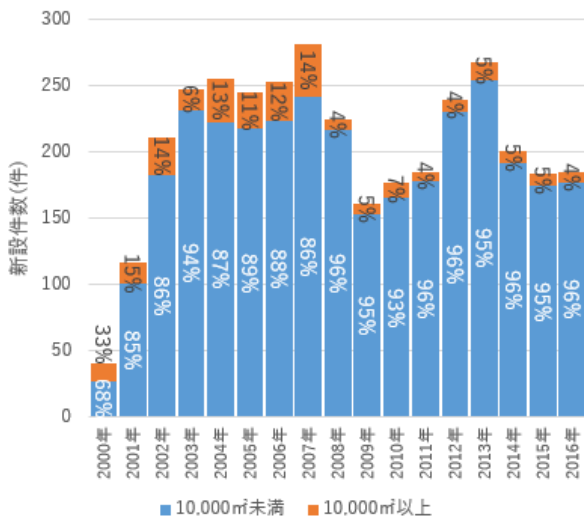


図-9 分類Dの店舗新設数の推移

5. おわりに

本研究によって得られた知見は以下のとおりである。

- 1) 交通に関する事前検討項目の地域の基準の設定状況として、動的手法の実施条件を明確化している自治体は少数であり、自治体によっては立地による渋滞発生が多発している等の地域の実情が考慮されていない可能性もある。
- 2) 動的手法の実施条件を明確化している自治体では、他の自治体と比較し、店舗面積10,000㎡を超える店舗新設数が少ない傾向にある。またこれらの自治体では、大規模小売店舗の新設数に影響する幹線道路網の開通のあった自治体では、大規模店舗の新設数が抑制されている。一方で地方部では店舗面積10,000㎡を超える新設が近年全くない状況であり、これらの自治体での大規模店舗の新設を避けている可能性も考えられる。
- 3) 静的手法の実施内容を明確化している自治体では、店舗面積10,000㎡を超える店舗の新設数は全国平均並みであり、新設数は影響を受けていないと考えられる。

以上の知見より、各地で大店の立地による渋滞が問題となっている状況を鑑みれば、現在の大店立地法や指針において実施の有無やその内容を任意としている交通に関する事前の検討項目については、実施基準や実施内容の明確化について、最低限定める必要があると考えられる。その上で、静的手法における交差点等の検討範囲について、地域の実情を踏まえそれぞれの自治体で設定することが望ましい。

しかしながら、地域の基準は大規模店舗の立地を抑制するものではなく、立地後の環境悪化を防ぐためという観点からすると、動的手法の実施基準については柔軟に対応することが求められると考える。

加えて大都市圏や、国の骨幹となる幹線道路の開通が見込まれるなど、大規模店舗の立地が相次ぐような状況の自治体の場合は動的手法の実施を明確化することが効果的であると考えられる。一方で大都市圏から離れた地方部では、動的手法の実施明確化については、協議機関の短縮が図れるよう動的手法の実施体制の見直しなど、店舗側の負担を軽減するような施策が必要であると考えられる。

今後の課題として、本研究では新設数に着目した分析したが、大規模な増床などの変更届出数に着目した考察の余地がある。また、本研究で分類した事前の検討項目について、分類されたそれぞれの自治体で店舗新設後の実際の渋滞等交通に関する問題発生の有無を調査し、それらを踏まえ事前検討項目の内容について検討する必要があると考えられる。

## 参考文献

- 1) 国土交通省：道路周辺の土地利用等における渋滞対策，道路アセスメント検討会，  
[http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/traffic/pdf00/traffic\\_matome.pdf](http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/traffic/pdf00/traffic_matome.pdf)，2017.
- 2) ぶぎん地域経済研究所：地域経済の活性化を語る，県内首長インタビュー，vol.24，<http://www.bugin-eri.co.jp/doc/i1406.pdf>，2014.
- 3) 大内田昌史，古池弘隆，森本章倫：大規模小売店舗立地法における審査体制が交通問題発生に及ぼす影響，土木計画学研究講演集(CD-ROM)，Vol.21,No.116,2004.
- 4) 関達也，森本章倫：「大規模開発における交通アセスメントの整理と今後の展望」，土木学会論文集D，Vol.66，No.2，pp.255-268，2010.
- 5) 北海道：大規模小売店舗立地法に基づく届出の手引，<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/richi/todokedetebiki.pdf>，最終閲覧 2017 年 4 月.
- 6) 札幌市：大規模小売店舗立地法の手引，<http://www.city.sapporo.jp/keizai/daiten/horei/documents/daitennritti-tebiki-6.pdf>，最終閲覧 2017 年 4 月.
- 7) 青森県：大規模小売店舗立地法の届出に係る添付書類作成マニュアル，  
<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/files/2015-0318-1132.pdf>，最終閲覧 2017 年 4 月.
- 8) 岩手県：大規模小売店舗立地法届出の手引，[http://www.pref.iwate.jp/dbps\\_data/\\_material/\\_files/000/000/025/003/todokede\\_tebiki7.pdf](http://www.pref.iwate.jp/dbps_data/_material/_files/000/000/025/003/todokede_tebiki7.pdf)，最終閲覧 2017 年 4 月.
- 9) 宮城県：交通対策等現地調査，  
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/koutuutaisaku.html>，最終閲覧 2017 年 4 月.
- 10) 仙台市：仙台市の運用。<http://www.city.sendai.jp/shogyoshinko/jigyosha/kezai/bijinesu/secho/nyo.html>，最終閲覧 2017 年 4 月.
- 11) 秋田県：大規模小売店舗立地法事務の手引，  
[http://www.pref.akita.lg.jp/uploads/public/archive\\_0000001716\\_00/daiten-tebiki.pdf](http://www.pref.akita.lg.jp/uploads/public/archive_0000001716_00/daiten-tebiki.pdf)，最終閲覧 2017 年 4 月.
- 12) 山形県：大規模小売店舗立地法の手引，  
<http://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110010/publicfolder201006230194578615/tebiki270401.pdf>，最終閲覧 2017 年 4 月.
- 13) 福島県：大規模小売店舗立地法届出の手引，  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/130555.pdf>，最終閲覧 2017 年 4 月.
- 14) 茨城県：大規模小売店舗届出集様式，  
<http://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/shokorodo/chusho/documents/0510n0020p01.pdf>，最終閲覧 2017 年 4 月.
- 15) 栃木県：交通流動予測について，  
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/work/kyoka/shigoto/documents/h280401doutekisyuhounyouhousin.pdf>，最終閲覧 2017 年 4 月.
- 16) 群馬県：大規模小売店舗の新設の届出，  
<http://www.pref.gunma.jp/07/a0710338.html>，最終閲覧 2017 年 4 月.
- 17) 埼玉県：埼玉県大規模小売店舗立地法事務処理要綱，  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0802/documents/370979.pdf>，最終閲覧 2017 年 4 月.
- 18) さいたま市：大規模小売店舗立地法のしおり，  
[http://www.city.saitama.jp/005/002/010/008/p001338\\_d/fil/daitenshiori20150401.pdf](http://www.city.saitama.jp/005/002/010/008/p001338_d/fil/daitenshiori20150401.pdf)，最終閲覧 2017 年 4 月.
- 19) 東京都：大規模小売店舗立地法のしおり，  
<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/pdf/7siorifiles/siorideta/4sinsetu.pdf>，最終閲覧 2017 年 4 月.
- 20) 千葉県：大規模小売店舗立地法に関する届出の手引，  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/daiten/documents/tebikihonpen.pdf>，最終閲覧 2017 年 4 月.
- 21) 千葉市：千葉市様式，[https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/documents/82\\_chibashi2204.doc](https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/documents/82_chibashi2204.doc)，最終閲覧 2017 年 4 月.
- 22) 神奈川県：届出の手引き，<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/836791.pdf>，最終閲覧 2017 年 4 月.
- 23) 川崎市：大規模小売店舗立地法の届出の手引き，  
<http://www.city.kawasaki.jp/280/cmsfiles/contents/0000018/18728/tebiki28.pdf>，最終閲覧 2017 年 4 月.
- 24) 横浜市：横浜市における大規模小売店舗に係る手続きの手引き，  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/jourei/20130529120153.html>，最終閲覧 2017 年 4 月.
- 25) 相模原市：大規模小売店舗立地法届出の手引き，  
<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/11264/16913/016919.html>，最終閲覧 2017 年 4 月.
- 26) 新潟県：新潟県大規模小売店舗立地法交通流動予測実施要領，  
<http://www.pref.niigata.lg.jp/shogyoshinko/1195575355328.html>，最終閲覧 2017 年 4 月.
- 27) 新潟市：大規模小売店舗立地法届出の手引き：  
<https://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/koriten/tebiki22.html>，最終閲覧 2017 年 4 月.
- 28) 長野県：大規模小売店舗立地法届出の手引き：  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/service/sangyo/shokogyo/keiei/kouryu/ritchiho/tebiki.html>，最終閲覧 2017 年 4 月.
- 29) 山梨県：山梨県大規模小売店舗立地に係る交通流動予測運用方針，  
<http://www.pref.yamanashi.jp/shougyo/documents/unyohoushin.pdf>，最終閲覧 2017 年 4 月.
- 30) 富山県：大規模小売店舗立地法届出の手引き，  
[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1306/kj00002645.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1306/kj00002645.html)，最終閲覧 2017 年 4 月.
- 31) 石川県：大規模小売店舗出典の手引き，  
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/syougougl/daiten/documents/tebiki.pdf>，最終閲覧 2017 年 4 月.
- 32) 福井県：大規模小売店舗立地法に関する必要書類等作成要領，  
[http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sansei/daitenhou\\_d/fil/00-4.pdf](http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sansei/daitenhou_d/fil/00-4.pdf)，最終閲覧 2017 年 4 月.
- 33) 静岡県：大規模小売店舗の届出に係る事前協議について，  
<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-570/documents/2jizenkyogi.pdf>，最終閲覧 2017 年 4 月.
- 34) 静岡市：大規模小売店舗立地法の届出の手引き，  
[http://www.city.shizuoka.jp/000\\_004041.html](http://www.city.shizuoka.jp/000_004041.html)，最終閲覧 2017 年 4 月.
- 35) 浜松市：大規模小売店舗立地法の届出の手引き，

- <http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sangyoshinko/shinko/commerce/daiten/mokuji.html>,最終閲覧 2017 年 4 月.
- 36) 愛知県：大規模小売店舗立地法届出の手引き,  
<http://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/202376.pdf>,  
最終閲覧 2017 年 4 月.
- 37) 名古屋市：名古屋市大規模小売店舗立地法運用事務  
手続き要綱,[http://www.city.nagoya.jp/shiminkeizai/cmsfiles/contents/0000056/56346/daiten\\_youkou\\_20100401.pdf](http://www.city.nagoya.jp/shiminkeizai/cmsfiles/contents/0000056/56346/daiten_youkou_20100401.pdf),最終  
閲覧 2017 年 4 月.
- 38) 岐阜県：大規模小売店舗立地法関係様式集,  
<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shokogyo/shokogyo-shinko/c11363/shouguyoshinkou/daiten-yoshiki.html>,最  
終閲覧 2017 年 4 月
- 39) 三重県：大規模小売店舗立地法,  
<http://www.pref.mie.lg.jp/KIGYORI/HP/daiten/>,最終  
閲覧 2017 年 4 月.
- 40) 滋賀県：大規模小売店舗立地法に定める必要書類等  
作成要領,  
[http://www.pref.shiga.lg.jp/f/chusho/files/090401youryou.p  
df](http://www.pref.shiga.lg.jp/f/chusho/files/090401youryou.pdf),最終閲覧 2017 年 4 月.
- 41) 京都府：大規模小売店舗立地法の届出,  
<http://www.pref.kyoto.jp/daikibo/index.html>,最終閲覧  
2017 年 4 月.
- 42) 京都市：大規模店舗・中規模店舗,  
<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu2/category/31-9-0-0-0-0-0-0-0-0.html>,最終閲覧 2017 年 4 月.
- 43) 奈良県：大規模小売店舗立地法に係る届出等手続き  
の手引き,  
<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=31647>,最終  
閲覧 2017 年 4 月.
- 44) 大阪府：届出の手引き,[http://www.pref.osaka.lg.jp/sho-  
gyoshien/daikibokouritenpo/todokede-tebiki.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/shogyoshien/daikibokouritenpo/todokede-tebiki.html),最終  
閲覧 2017 年 4 月.
- 45) 大阪市：大規模小売店舗立地法に関する届出書作成  
要領,[http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisen-  
ryaku/cmsfiles/contents/0000373/373986/sakueiyouryou28.4.pdf](http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisen-ryaku/cmsfiles/contents/0000373/373986/sakueiyouryou28.4.pdf),最終閲覧 2017 年 4 月.
- 46) 堺市：届出書記入例,[http://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/kojoricchi/daikibo/in-  
dex.files/daikiboko03.pdf](http://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/kojoricchi/daikibo/index.files/daikiboko03.pdf),最終閲覧 2017 年 4 月.
- 47) 和歌山県：大規模小売店舗立地法届出の手引き,  
[http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/rit-  
tiho/tebiki.pdf](http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/rit-tiho/tebiki.pdf),最終閲覧 2017 年 4 月.
- 48) 兵庫県：大規模集客施設影響調査指針,  
[https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/documents/chousash-  
ishin.pdf](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/documents/chousashishin.pdf),最終閲覧 2017 年 4 月.
- 49) 神戸市：神戸市大規模集客施設影響調査指針,  
[http://www.city.kobe.lg.jp/information/data/regula-  
tions/urban/daikibojourei/shishin1604.pdf](http://www.city.kobe.lg.jp/information/data/regulations/urban/daikibojourei/shishin1604.pdf),最終閲覧 2017  
年 4 月.
- 50) 岡山県：大規模小売店舗立地法手続きの解説  
[http://www.pref.okayama.jp/up-  
loaded/life/522885\\_4017964\\_misc.pdf](http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/522885_4017964_misc.pdf),最終閲覧 2017 年  
4 月.
- 51) 岡山市：大規模小売店舗立地法手続きの解説,  
<http://www.city.okayama.jp/contents/000018614.pdf>,最終  
閲覧 2017 年 4 月.
- 52) 広島県：大規模小売店舗立地法の概要,  
[https://www.pref.hiro-  
shima.lg.jp/soshiki/75/1168908917406.html](https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/1168908917406.html),最終閲覧  
2017 年 4 月.
- 53) 広島市：大規模小売店舗立地法の手引き,  
[http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/con-  
tents/1238033893513/files/tebiki01.pdf](http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1238033893513/files/tebiki01.pdf),最終閲覧,2017  
年 4 月.
- 54) 鳥取県：大規模店舗の設置に当たっての手引き,  
[http://www.pref.tottori.lg.jp/se-  
cure/1003573/tebiki28.1.pdf](http://www.pref.tottori.lg.jp/se-cure/1003573/tebiki28.1.pdf),最終閲覧 2017 年 4 月.
- 55) 島根県：添付書類の作成要領,  
[http://www.pref.shimane.lg.jp/indus-  
try/syoko/sangyo/kouri\\_tenpo/siryou/in-  
dex.data/tenpu25.pdf](http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/kouri_tenpo/siryou/index.data/tenpu25.pdf),最終閲覧 2017 年 4 月.
- 56) 山口県：大店立地法届出マニュアル,  
[http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms-  
data/f/a/b/fab973b884c4cfbbd4523b15dda62ba6.pdf](http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms-data/f/a/b/fab973b884c4cfbbd4523b15dda62ba6.pdf),最終  
閲覧 2017 年 4 月.
- 57) 徳島県：要綱・届出様式記載例,[http://www.pref.to-  
kushima.jp/docs/2012080200032/files/kisairei.pdf](http://www.pref.tokushima.jp/docs/2012080200032/files/kisairei.pdf),最終  
閲覧 2017 年 4 月.
- 58) 香川県：香川県大規模小売店舗立地法関係事務処理  
要綱,[http://www.pref.kagawa.lg.jp/keiei/daiten/page-  
2/youryou.html](http://www.pref.kagawa.lg.jp/keiei/daiten/page-2/youryou.html),最終閲覧 2017 年 4 月.
- 59) 高知県：大規模小売店舗立地法出店(変更)計画概要  
書,[http://www.pref.ko-  
chi.lg.jp/soshiki/150401/files/2011032400193/file\\_20171  
242155218\\_1.doc](http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/files/2011032400193/file_20171242155218_1.doc),最終閲覧 2017 年 4 月.
- 60) 愛媛県：大規模小売店舗立地法の概要,  
[https://www.pref.ehime.jp/h30300/keieishien/docu-  
ments/daitennrittihougaiyou.pdf](https://www.pref.ehime.jp/h30300/keieishien/documents/daitennrittihougaiyou.pdf),最終閲覧 2017 年 4 月.
- 61) 福岡県,佐賀県,熊本県,長崎県,大分県,宮崎県,鹿児島  
県：大規模小売店舗立地法の届出の手引き(沖縄県及  
び政令指定都市を除く九州各県共通様式),  
[http://www.pref.kagoshima.jp/af01/sangyo-  
rodo/syoko/daikibo/documents/tebiki22.4.pdf](http://www.pref.kagoshima.jp/af01/sangyo-rodo/syoko/daikibo/documents/tebiki22.4.pdf),最終  
閲覧 2017 年 4 月.
- 62) 北九州市：北九州市大規模小売店舗立地法運用事務  
手引書,[http://www.city.kitakyu-  
shu.lg.jp/files/000109214.pdf](http://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000109214.pdf),最終閲覧 2017 年 4 月.
- 63) 福岡市：福岡市における大規模小売店舗に係る手続  
きの手引き,[http://www.city.fuku-  
oka.lg.jp/data/open/cnt/3/46278/1/tebiki1704.pdf](http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/46278/1/tebiki1704.pdf),最終  
閲覧 2017 年 4 月.
- 64) 熊本市：運用要綱様式第 3 号(駐車需要の充足等),  
[http://www.city.kumamoto.jp/common/Upload-  
FileDsp.aspx?c\\_id=5&id=2308&sub\\_id=11&flid=32027](http://www.city.kumamoto.jp/common/Upload-FileDsp.aspx?c_id=5&id=2308&sub_id=11&flid=32027),  
最終閲覧 2017 年 4 月.
- 65) 沖縄県：大規模小売店舗立地法届出の手引き,  
[http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/keiei/sien/daiten-  
ricchihou/documents/h2804tebiki.pdf](http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/keiei/sien/daitenricchihou/documents/h2804tebiki.pdf),最終閲覧 2017 年 4  
月.
- 66) 東京都市圏交通計画協議会概要,[https://www.tokyo-  
pt.jp/about/index.html](https://www.tokyo-pt.jp/about/index.html).

(2017. ? . ? 受付)